

令和3年第8回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日(水)午後1時30分から2時40分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(10人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	7番	樋口 なぎさ
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	12番	山内 芳幸
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(4人)

	5番	千光士伊勢男
	6番	野村 勉
	8番	西岡 秀輝
	11番	西岡 大作

5. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

安芸	渡辺 禎宏
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
井ノ口	小松 昌平
畑山	小松 光正
赤野	大野 實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第4条第1項許可申請の変更について
報告第4号	農地法第4条届出報告について
議案第5号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第6号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第8号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権

の決定について

議案第9号 非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 弘井 恭介

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数10人です。欠席委員は、5番千光士伊勢男委員、6番野村勉委員、8番西岡秀輝委員、11番西岡大作委員で、所用のため欠席との届出がございました。なお、9番有澤節子委員からは遅参の連絡がっております。

本来ならここで事務の概要報告として、会議の出席状況を報告していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席した会議が無かったため、報告はありません。

以上です。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に大久保暢夫委員及び川島一義委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3届出についてですが、今回は3件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の25筆で、面積は全部で12,655.82㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出

地は、記載のとおり矢ノ丸4丁目、東浜の6筆で、面積は全部で2,192㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり安芸ノ川甲の1筆で、面積は343㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は4ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の1筆で、地目は田で、面積は575㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。所在地につきましては、5ページに地図がございます。

井ノ口黒岩集落の安芸警察署井ノ口駐在所の北西の方にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては8月16日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、大久保暢夫委員、お願いします。

3番大久保委員 8月16日に長野君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第3号、農地法第4条第1項許可申請の変更について、事務局が説明いたします。

事務局(弘井) 報告第3号、農地法第4条第1項許可申請の変更について説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。

申請者、申請地は議案書に記載のとおり、井ノ口乙で、現況地目は宅地です。場所は7ページに地図を掲載しています。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

こちらは令和2年12月7日に申請があり、同年12月24日開催の農業委員会定例会で承認いただき県に進達したものです。当初は進入路、農業用倉庫、資材置場で申請していましたが、倉庫と資材置場は許可不要案件のため進入路のみに変更されたものです。

今回、申請から除いた農業用倉庫及び資材置場の部分については、次の報告第4号で説明させていただきますが、農地法4条の届出が出されております。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、報告第4号、農地法第4条届出報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(弘井) 報告第4号、農地法第4条届出報告について説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。

農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自分の農地に200㎡以内の農業用施設を建てる場合は届出を行うだけでよく、今回は1件届出がありました。

こちらは報告第3号で申請地から除いた分となります。すでに農業用倉庫及び資材置場は整備され利用されております。8月16日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に現地確認していただきました。変更前の申請の際、農業委員会定例会で決定いただいております。特に問題ないと思えます。

以上です。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解

していただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第5号の5条申請について説明いたします。

議案書は9ページをご覧ください。

申請番号1番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、矢ノ丸4丁目で、地目は田、面積は全部で557㎡、転用目的は駐車場の整備です。

場所は12ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は安芸税務署の西側にある農地となっております。現地確認については8月11日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、こちらは、第3種農地であると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線安芸駅から300m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、借人は葬祭業を営んでおり近くに駐車場を賃借していましたが、今年6月突然、今年末をもって契約解除の申出があった。現在、その駐車場も合わせ約60台分の駐車が可能ですが、台数、距離とも十分でないため、以前から駐車場を確保したいと考えていたところ、今回の解除の申出があり、早急に確保することが必要となった。近隣では申請地以外貸してくれるところがないため申請地を選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は市道を挟んで貸人所有の農地、南側は市道を挟んで宅地、東側も宅地、西側は市道を挟んで宅地と同意のある農地です。生活雑排水の処理は必要がなく、雨水は勾配をつけ、西側及び南側の市道側溝へ排水する計画であります。市道側溝への接続については市建設課より許可を得る見込みであります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地で

はありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号2番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、黒鳥で、地目は田、面積は270㎡、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は13ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は市道安芸井ノ口線からニッポン高度紙工業安芸工場に入っていく道の途中にある農地となっております。現地確認については8月11日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、安芸市内の県営住宅に妻と子ども3人の計5人で住んでいるが手狭になったため新たに住宅を建築するもので、海岸から北に入った土地を探していたところ、親戚所有の当該申請地を譲ってもらうこととなりました。申請地は山沿いで新設される学校からも近くなることから選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書及び融資見込証明を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は市道を挟んで宅地、南側及び東側は譲渡人所有の農地、西側は宅地があります。生活雑排水は合併浄化槽で処理後、私設U字溝経由で北側排水柵に、雨水も同様に私設U字溝経由で北側の公共柵に排水します。道路への接続工事の必要はありません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号3番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、土居で、地目は田、面積は全部で631㎡、転用目的は事務所、倉庫、駐車場の建築です。

場所は14ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は元気バスの春日バス停から北東に入ったところにある農地となっております。現地確認については8月10日に福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただいております。こちら写真で確認できますとおり、倉庫が建てられ、砕石を敷いた状況になっており、譲渡人より始末書が提出されております。また、申請地の真ん中に誰の所有かわからない土地があり、そちらを除いた申請となります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は建設業を営んでいますが近年業務が増加し、現在の事務所等が手狭になったため業務に支障をきたすようになり、早急に移転先を探していました。弟家族の住宅の隣地である当該申請地が売却を希望していることを知り、十分な広さが確保でき、弟の家の隣地で便利なことから申請地を選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、事務所、倉庫、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は同意のある農地と墓地及び宅地、東側及び西側は宅地、南側は同意のある農地です。事務所からの生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側私設側溝を通じ申請地西側の市排水路に流します。事務所及び倉庫の雨水も南側私設側溝を通じ申請地西側の市排水路に流します。駐車場の雨水については自然浸透させる計画です。なお、市排水路への接続については、安芸市建設課に事前協議済となっています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号4番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、花園町で、地目は田、面積は602㎡、転用目的は集合住宅の建築です。

場所は15ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は県道黒岩東浜線の西側にある農地となっております。現地確認については8月11日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、こちらは、第3種農地であると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線安芸駅から300m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人はこれまでに不動産賃貸業のノウハウがあり、安芸市内での集合住宅の建築を検討していました。この度、申請地に集合住宅建築の話があり検討した結果、市役所や国道からも近く、周囲の住宅事情や交通の利便性等から集合住宅地に最適と判断し選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明書の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されてい

て、集合住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は公衆用道路、東側は県道、西側は宅地、南側は同意のある農地です。生活雑排水は生活排水管を經由し申請地内にある下水放流取り出し口管に接続し排水します。集合住宅への雨水は敷地内集水桝から雨水管を經由し北側から公衆用道路側溝を流れ安芸市管理の水路に排水します。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。なお、栃ノ木堰土地改良区から転用について異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号5番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、土居で、地目は田と畑、面積は1,836㎡、転用目的は集合住宅の建築です。

場所は16ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は春日玉造集会所の東で安芸市津波避難タワーの南側にある農地となっております。現地確認については8月10日に福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は不動産賃貸業を営んでいるが、この度、申請地に集合住宅建築の話があり検討した結果、市役所や国道からも近く、周囲の住宅事情や交通の利便性等から集合住宅地に最適と判断し選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明書の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の

確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、集合住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の南側は宅地及び同意のある農地、東側は宅地、西側は道路を挟んで宅地、北側は同意のある農地及び市道を挟んで譲渡人所有の農地です。生活排水は2か所の浄化槽で処理後、北東側の市道側溝へ排水します。住宅、駐車場及び通路等の雨水は同じく北東側の市道側溝へ、西側の雨水の一部は西側市道に埋設されている既存暗渠に接続して排水する計画であります。なお、市道側溝への接続については、安芸市建設課に事前協議済となっています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号6番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、黒鳥で、地目は田、面積は全部で416㎡、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は17ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は安芸おひさま保育所の南東にある農地となっております。現地確認については8月11日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、安芸市内で娘夫婦と3人で暮らしていますが、今回、自宅が道路用地として買収されることになり、転居先を探していました。津波の心配がない場所を探していたところ申請地を紹介され、譲受人が高齢であり、県立あき総合病院に近く周辺道路も整備されているため選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得

ないと認められます。

資力や信用につきましては、土地売買に関する契約書の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側、東側及び南側は同意のある農地、西側は同意のある農地及び市道であります。生活排水は浄化槽で処理後、西側市道側溝に排水します。雨水ですが建物部分は西側市道側溝に、北側の砕石及び土の部分は北側水路に、南側の砕石部分は東側水路に排水する計画であります。なお、市道側溝への接続については安芸市建設課に事前協議済であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番、4番、6番は、川島一義委員、申請番号3番、5番は福本隆憲委員、お願いします。

4番川島委員 8月11日に弘井君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番福本委員 8月10日に弘井君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第6号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野）報告第6号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は18ページです。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野乙の1筆です。地目は田で、面積は2,000㎡となっております。

当初は平成29年4月3日から令和4年4月2日まで5年間の賃貸借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は19ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は3,221㎡です。ナスを作付する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は米14俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページの左に地図がございます。赤野の叶岡集落の北にある赤野雨降シ地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりで。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野乙の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で1,090㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は米8俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページの右に地図がございます。高知県農協赤野集出荷場北西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりで。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地

も記載どおり井ノ口甲の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で1,206 m²です。

ナスを栽培しており、貸借期間は 10 年間で、賃借料は10a当たり米 6 俵代の条件で更新する計画です。

申請番号 4 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で1,890 m²です。

ナスを栽培しており、貸借期間は 10 年間で、賃借料は10a当たり米 6 俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページの左に地図がございます。井ノ口の岩崎弥太郎生家の南東の方で、帯谷川の西にある農地です。

申請番号 3 番と 4 番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 5 番です。貸付人、借受法人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北乙の農地 1 筆で、地目は田で、面積は968m²です。ナスを作付する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10 a 当たり米 7 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページの右に地図がございます。江川公民館の北西の方の江川西ノ沢集落に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 6 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の農地 1 筆で、地目は田で、面積は2,216m²です。

水稻を栽培しており、貸借期間は 3 年間で、賃借料は 10 a 当たり 5,500 円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23 ページの左に地図がございます。安芸市防災センターの北西の方にある帯谷川沿い農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 7 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で3,501m²です。

葉タバコを作付する予定をしており、貸借期間は 1 年間で、賃借料

は10a当たり米3俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23ページの右に地図がございます。高知県農協安芸集出荷場の東の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番、2番は栗山浩和委員、大野實委員、申請番号3番、4番は大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員、申請番号5番は西岡秀輝委員、中平秀一委員、申請番号6番は川島一義委員、渡辺禎宏委員、申請番号7番は福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番は大野實委員、申請番号3番、4番は小松昌平委員、申請番号5番は中平秀一委員、申請番号6番は渡辺禎宏委員、申請番号7番は入交大輔委員、お願いします。

大野推進委員 8月11日に長野君と栗山浩和委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

小松推進委員 8月16日に長野さんと大久保暢夫委員と面岡大作委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

中平推進委員 8月17日に長野さんと西岡秀輝委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

渡辺推進委員 8月11日に弘井君と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 8月10日に弘井さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定についてを議題とし、事務局が説明をい

たします。

事務局（長野） 議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について説明いたします。議案書は 24 ページになります。農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野乙の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で 1,702㎡です。作物は転借人がナスを栽培する予定をしております、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 131,700 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25 ページに地図がございます。赤野西ノ岡集落の北西にある赤野天ノ平地区ほ場整備区域の南に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、栗山浩和委員、大野實委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、大野實委員、お願いします。

大野推進委員 8 月 11 日に長野君と栗山浩和委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 別になければ、採決いたします。議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 9 号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 議案第 9 号、非農地証明願について説明いたします。議案書は 26 ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は全部で 442㎡となっております。現地の所在地の地図

は27ページに掲載しております。井ノ口の通所介護施設みずぐるまの西にある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和52年より宅地として利用されているとのことで、固定資産税の名寄帳により、15年以上前から住宅が建築されていることを確認しております。これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては8月16日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員、お願いします。

2番大久保委員 8月16日に長野君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第9号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は9月27日の月曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、各種研修会が中止又はリモート開催となっております。農業委員会全員研修会については11月ごろにリモートで開催する予定等となっておりますが、詳細が決定したらお知らせします。

事務局(弘井) 農地利用状況調査については9月までに確認をしていただきようになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。